

新旧対照条文

◎ 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号) 抄

(附則第三十八条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(情報の提供等) 第七十五条 1～3 (略)</p> <p>4 日本側保有機関は、ドイツ側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>附則 (昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給) 第六条 ドイツ保険料納付期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて政令で</p>	<p>(情報の提供等) 第七十五条 1～3 (略)</p> <p>4 日本側保有機関は、ドイツ側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>附則 (昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給) 第六条 ドイツ保険料納付期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれた者であつて政令で定</p>

定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

◎ 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十二年法律第八十三号) 抄

(附則第三十九条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(情報の提供等) 第十七条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、連合王国の権限のある当局から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、<u>個人情報</u>の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、<u>行政機関</u>の保有する個人情報^{の保護}に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報^{の保護}に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(情報の提供等) 第十七条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、連合王国の権限のある当局から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報^{の保護}に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報^{の保護}に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

◎ 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号) 抄

(附則第四十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行	現 行
<p>(障害厚生年金等の額の計算の特例)</p> <p>第二十条 第十六条第一項若しくは第十七条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は第十六条第二項若しくは第十八条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金」という。)の同法第六十条第一項第一号若しくは第二号イ若しくは第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第六十条第一項第一号若しくは第二号イ若しくは第四項の規定による額を三百で除して得た額に、第一号に掲げる月数と第</p>	<p>現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年法律第百四号)第四十四条)による改正後の条文</p> <p>(障害厚生年金等の額の計算の特例)</p> <p>第二十条 第十六条第一項若しくは第十七条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は第十六条第二項若しくは第十八条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金」という。)の同法第六十条第一項若しくは第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第六十条第一項若しくは第四項の規定による額を三百で除して得た額に、第一号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た</p>	<p>(障害厚生年金等の額の計算の特例)</p> <p>第二十条 第十六条第一項若しくは第十七条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は第十六条第二項若しくは第十八条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金」という。)の同法第六十条の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第六十条の規定による額を三百で除して得た額に、第一号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三</p>

<p>二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三百以上である場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三百以上である場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>百以上である場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p>
---	---	---

◎ 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第二百二十六号)

抄

(附則第四十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十五条 第二十条第二項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>255 (略)</p>	<p>現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年法律第四百号)第四十四条の三)による改正後の条文</p> <p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十五条 第二十条第二項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項及び第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>255 (略)</p>
<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十五条 第二十条第二項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>255 (略)</p>	<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十五条 第二十条第二項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>255 (略)</p>

◎ 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第六十四号)

抄

(附則第四十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十五条 第二十条第三項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年法律第百四号)第四十四条の四)による改正後の条文</p> <p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十五条 第二十条第三項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項及び第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十五条 第二十条第三項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十五条 第二十条第三項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>

◎ 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第六十五号)

抄

(附則第四十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年法律第百四号)第四十四条の五)による改正後の条文 (遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項及び第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例) 第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>

◎ 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第二百二十六号)

抄

(附則第四十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(情報の提供等) 第七十二条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、合衆国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>附則</p> <p>(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)</p> <p>第六条 合衆国保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺</p>	<p>(情報の提供等) 第七十二条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、合衆国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>附則</p> <p>(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)</p> <p>第六条 合衆国保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族</p>

族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

◎ 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第二百二十七号)

抄

(附則第四十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(情報の提供等) 第十二条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、大韓民国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(情報の提供等) 第十二条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、大韓民国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

◎ 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第六十四号)

抄

(附則第四十三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)</p> <p>第二十二條</p> <p>1 (略)</p> <p>2 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八條第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同條の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。</p> <p>例) (フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)</p> <p>第三十二條</p> <p>1 (略)</p> <p>2 フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年</p>	<p>(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)</p> <p>第二十二條</p> <p>1 (略)</p> <p>2 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八條第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同條の規定の適用については、同條第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>例) (フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)</p> <p>第三十二條</p> <p>1 (略)</p> <p>2 フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年</p>

を経過する日前に死亡した場合（その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

（フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第四十四条

1 （略）

2 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

（フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第五十七条

1 （略）

2 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

を経過する日前に死亡した場合（その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第四十四条

1 （略）

2 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第五十七条

1 （略）

2 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(情報の提供等)

第七十二条

1 (略)

2 日本側保有機関は、フランス側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならぬ。

附則

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 フランス保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)
第十二条

1 5 (略)

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十

(情報の提供等)

第七十二条

1 (略)

2 日本側保有機関は、フランス側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならぬ。

附則

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 フランス保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)
第十二条

1 5 (略)

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十

年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合において、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時四十歳（当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳）以上であつたものに限る」とする。

7
5
10
(略)

年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合において、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時三十五歳以上であつたものに限る」とする。

7
5
10
(略)

◎ 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第六十五号)

抄

(附則第四十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)</p> <p>第二十一条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)</p> <p>第三十一条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合にお</p>	<p>(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)</p> <p>第二十一条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)</p> <p>第三十一条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合に</p>

いては、同項ただし書の規定を準用する。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十三条

1 (略)

2 ベルギー保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第五十六条

1 (略)

2 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

(情報の提供等)

第七十一条

1 (略)

2 日本側保有機関は、ベルギー側保有機関から提供を受けた情報であつ

おいては、前項ただし書の規定を準用する。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十三条

1 (略)

2 ベルギー保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第五十六条

1 (略)

2 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(情報の提供等)

第七十一条

1 (略)

2 日本側保有機関は、ベルギー側保有機関から提供を受けた情報であつ

て個人に関するものについて、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

附則

（昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給）

第六条 ベルギー保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であった期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置）

第十二条

1～5 （略）

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時に、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時に、四十歳（当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳）以上であつたものに限る」とする。

7～10 （略）

て個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

附則

（昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給）

第六条 ベルギー保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であった期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

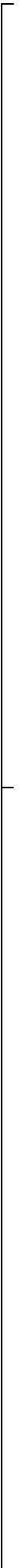
（施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置）

第十二条

1～5 （略）

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時に、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時に、三十五歳以上であつたものに限る」とする。

7～10 （略）



◎ 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号)

抄

(附則第四十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第二十四条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）を含む。）のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。</p>	<p>第二十四条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。</p>
	<p>第二十四条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。</p>

◎ 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十二年法律第八十三号) 抄

(附則第四十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(長期給付に関する規定の適用範囲の特例) 第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに同法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(同法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。))のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。</p>	<p>現行の改め規定(郵政民営化関連法整備法(平成十七年法律第二百二号)第百十五条)による改正後の条文</p> <p>(長期給付に関する規定の適用範囲の特例) 第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十四条の三、第二百五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(同法附則第二十条の七第一項の規定により同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役員とみなされる者を含む。))の規定により当該職員とみなされる者を含む。))のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。</p>
	<p>(長期給付に関する規定の適用範囲の特例) 第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。))のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。</p>

◎ 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第二百二十六号) 抄

(附則第四十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）を含む。）のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。</p>	<p>現行の改め規定（郵政民営化関連法整備法（平成十七年法律第二百二号）第三百四十四条）による改正後の条文</p> <p>第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。</p>
	<p>第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。</p>

◎ 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第二百二十七号)

抄

(附則第四十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(長期給付に関する規定の適用範囲の特例) 第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに同法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(同法附則第二十条の七第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。))のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>	<p>現行の改め規定(郵政民営化関連法整備法(平成十七年法律第二百二号)第三百三十五条)による改正後の条文</p> <p>(長期給付に関する規定の適用範囲の特例) 第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十四条の三、第二百五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(同法附則第二十条の七第一項の規定により同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役員とみなされる者を含む。))の規定により当該職員とみなされる者を含む。))のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>
	<p>(長期給付に関する規定の適用範囲の特例) 第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。))のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>

◎ 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第六十四号)

抄

(附則第四十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>	<p>現行の改め規定（郵政民営化関連法整備法（平成十七年法律第二百二号）第三百二十八条）による改正後の条文</p> <p>第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>
	<p>第二十九条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>

◎ 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第六十五号)

抄

(附則第四十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第二十八条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）を含む。）のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>	<p>現行の改め規定（郵政民営化関連法整備法（平成十七年法律第二百二号）第三百三十九条）による改正後の条文</p> <p>第二十八条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条、第二百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役員とみなされる者を含む。）の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>
	<p>第二十八条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>